

転出される方の児童手当・特例給付について

東大阪市を転出されますと、東大阪市から支給する児童手当・特例給付は転出予定月分までとなります。

転出(予定)月の翌月分からの児童手当は転入先で請求し受給することになりますので、転入手続きが済みましたら児童手当担当課にて児童手当・特例給付の認定請求手続きをしてください。

住民票の転入届だけでは児童手当・特例給付は受給できませんので、必ず転出予定日の翌日から15日以内に認定請求手続きを行ってください。

手続きが遅れた方は、請求日の翌月からの受給となります。

認定請求に必要なもの

1. 印鑑
2. 請求者名義の金融機関の預金通帳
3. 厚生年金に加入している場合、請求者の年金加入証明書又は請求者の健康保険証の写し
4. 単身赴任等で児童と別居になる場合は、児童が居住している世帯全員の住民票(続柄記載のもの)
5. 所得証明書(必要年度の1月1日において本市にお住まいの方は、各行政サービスセンターもしくは市民税課で所得証明書を取り、転出先の自治体に提出してください) ※配偶者の所得証明書が必要な場合もあります。

※マイナンバー制度導入により平成28年1月以降の申請からマイナンバー確認と本人確認が必要となります。

※なお、この他に必要に応じて提出する書類がありますので、転出先の窓口で確認をして下さい。

事務連絡
平成 29. 1月 10日

児童手当担当課 様

東大阪市市民生活部
国民年金課 児童手当担当
TEL 06-4309-3165

受給者名	宮崎 典仁
転出予定日	平成 29 年 1 月 10 日
東大阪市での受給	平成 29 年 1 月 分まで支給 ※入金の確認されるまで口座を解約しないで下さい。

